

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年8月23日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和17年6月及び同年7月は15円、同年8月から20年7月までは60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年11月1日まで
亡くなった父親が残した履歴書により、父親の年金記録を確認したところ、3社の被保険者記録の漏れがあったので年金事務所に照会した。その結果、2社の記録はあったが、残りの1社もあるはずであり、調査して訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和17年1月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月に標準報酬月額の等級が改訂された旨の記載が確認できるものの、資格喪失日に係る記載が無い。

しかし、当時の厚生年金保険法第59条の2では、被保険者が昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間において、陸海軍に徴集又は召集された場合は、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されていることから、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者として届出が行われておらず、法75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間にあっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものと考えられるところ、申立人に係る上記被保険者名簿の備考欄には、当該保険料免除規定の適用をうかがわせる

「59」の記載が確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同様の記載がある同僚は、応召期間中の昭和17年6月に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間において記録が継続していることが確認できる。

さらに、C県から提出された軍歴証明書により、申立人が昭和16年8月1日に陸軍に召集され、陸軍D部に所属していたことが確認できる上、召集解除日については、当該軍歴証明書では不明とされているものの、申立人自筆の履歴書（26年頃の作成）によると、復員日が20年8月23日であると記載されており、当該復員日は、申立人の長女が記憶する時期とおおむね一致している。

なお、C県が保管する資料によれば、召集により陸軍D部に所属した者の復員日は、編成地による多少のばらつきが見られるものの、昭和20年8月又は同年9月であることが確認できる。

以上のことから、申立人のA社B工場における資格取得日は、労働者年金保険法において保険料徴収が開始された昭和17年6月1日、資格喪失日は、上記履歴書に記載された復員日である20年8月23日とすることが妥当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、健康保険労働者年金保険被保険者名簿において確認できる標準報酬等級の記載から、昭和17年6月及び同年7月は15円、同年8月から20年7月までは60円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月23日から同年11月1日までの期間については、申立人は平成20年に他界しており、申立人の親族及び上記被保険者名簿に記載されている同僚に照会しても、申立人の退職時期に係る具体的な証言が得られず、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

また、当該事業所は、昭和26年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後に当該事業所を買収したE社は、「人事記録等を継承した事実は確認できず、当時の資料も無い。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和46年6月から同年9月までは6万円、同年10月から47年5月までは6万8,000円、同年6月から同年9月までは7万6,000円、同年10月から48年9月までは7万2,000円、同年10月から49年9月までは8万6,000円、同年10月から50年9月までは9万8,000円、同年10月から51年7月までは11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年3月から46年5月まで
② 昭和46年6月から51年7月まで

A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額よりも低く記録されている。

申立期間の標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②については、申立人が所持する給与明細書及びA社の元取締役から提出された給与計算表により、申立人は、当該期間のうち、昭和46年

6月は6万円、47年6月から同年9月までは7万6,000円、同年10月及び同年11月は7万2,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、A社の元取締役は、「いつ頃からかは分からないが、当該事業所では昭和55年頃まで、私を含めた従業員に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、実際の給与支給額よりも低く届出を行い、なおかつ保険料については、届け出た標準報酬月額に見合う保険料よりも高い額を継続的に給与から控除していたようである。申立期間当時、社会保険事務所（当時）への届出は事業主が行っていた。」と証言しているところ、当該元取締役から提出された上記給与計算表、昭和51年分源泉徴収簿兼賃金台帳（当該源泉徴収簿兼賃金台帳については、申立人に係るものは無い。）、元同僚から提出された48年7月から54年9月までの給与明細書及び50年分、51年分源泉徴収票によると、当該期間に被保険者記録が確認できる多数の同僚について、給与から控除された保険料が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約1.1倍から約3.3倍であることが確認できることから、申立期間②当時、当該事業所においては、恒常的にオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料よりも高い額の保険料を給与から控除していた状況がうかがえる。

さらに、申立人については、上記給与明細書等により確認できる期間において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約1.7倍の保険料を給与から控除されていることが確認できることから、給与明細書等の資料が無い期間においても、オンライン記録の標準報酬月額の1.7倍相当の標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

加えて、複数の元同僚は、「申立人は、病欠することも無く、退社するまでずっと同じように勤務し、残業も行っていった。」と証言していることから、給与明細書等の資料が無い期間において、申立人の給与支給額が減額される特段の事情はうかがえない。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額及び給与支給額から、昭和46年6月から同年9月までは6万円、同年10月から47年5月までは6万8,000円、同年6月から同年9月までは7万6,000円、同年10月から48年9月までは7万2,000円、同年10月から49年9月までは8万6,000円、同年10月から50年9月までは9万8,000円、同年10月から51年7月までは11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細書等において確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認で

きる給与支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①については、申立人の申立期間②における給与からの保険料控除の状況等から、当該期間においても、オンライン記録の標準報酬月額と、給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が一致していない可能性はうかがえるものの、当該事業所の当時の関係者からは、当該期間における保険料控除に関して証言が得られない。

また、当該事業所は、既に廃業しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も無いことから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額が、遡って訂正された形跡も無い。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から同年6月1日まで

A社を平成4年5月31日に退職したため、厚生年金保険の資格喪失日は同年6月1日であるはずなのに、同年5月31日とされている。

手元にある給与明細書によると、平成4年5月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述及び申立人が所持する給与明細書により、申立人が申立期間において、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額及びオンライン記録における平成4年4月の標準報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としている一方で、当該事業所が保管する労働者名簿における退職日及び雇用保険の記録における離職日が、いずれも平成4年5月30日とされていることについて、事業主は、当該退職日及び離職日が誤りであることを認めている上、オンライン記録の資格喪失日が、雇用保険の記録における離職日の翌日（同年5月31日）と一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録し

たとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和46年6月から同年9月までは8万6,000円、同年10月は10万円、同年11月から48年9月までは9万8,000円、同年10月から49年6月までは12万6,000円、同年7月から51年5月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年3月から46年5月まで
② 昭和46年6月から49年6月まで
③ 昭和49年7月から51年5月まで

A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額よりも低く記録されている。

申立期間の標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間③については、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（20万円）に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

2 申立期間②については、A社の元取締役は、「いつ頃からは分からないが、当該事業所では昭和55年頃まで、私を含め従業員に係る厚生年金保険の標準報酬月額について不適正な届出を行い、届け出た標準報酬月額に見合う保険料よりも高い保険料を継続的に給与から控除していたようである。申立期間当時、社会保険事務所（当時）への届出は事業主が行っていた。」と証言しているところ、当該元取締役から提出された昭和50年12月給与計算表、51年分源泉徴収簿兼賃金台帳（当該源泉徴収簿兼賃金台帳については、申立人に係る記録は無い。）、元同僚から提出された46年7月から54年9月までの給与明細書及び50年分、51年分源泉徴収票により、当該期間に被保険者記録が確認できる多数の同僚について、給与から控除された保険料が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約1.1倍から約3.3倍であることが確認できることから、当該期間当時、当該事業所においては、恒常的にオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料よりも高い額の保険料を給与から控除していた状況がうかがえる。

また、上記給与計算表等によると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の少なくとも1.7倍（1.7倍から2.7倍）の保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚は、「申立人は病欠することもなく、退社するまでずっと同じように勤務し、残業も行ってた。」と証言していることから、当該期間において給与支給額が減額される特段の事情はうかがえない。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、上記給与計算表等により確認又は推認できる保険料控除額及び給与支給額から、昭和46年6月から同年9月までは8万6,000円、同年10月は10万円、同年11月から48年9月までは9万8,000円、同年10月から49年6月までは12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細書等において確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間①については、申立人の申立期間②及び③における給与からの保険料控除の状況等から、当該期間においても、オンライン記録の標準報酬月額と、給与支給額及び控除保険料に見合う標準報酬月額が一致していない可能性はうかがえるものの、当該事業所の当時の関係者からは、当該期間における保険料控除に関して証言が得られない。

また、当該事業所は、既に廃業しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も無いことから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額が、遡って訂正された形跡も無い。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月1日から41年10月20日まで
② 昭和41年12月1日から44年5月18日まで
③ 昭和44年9月1日から45年7月1日まで
④ 昭和46年5月1日から50年11月1日まで

昭和40年6月1日から50年11月1日までの期間のうち、厚生年金保険の被保険者であった期間について脱退手当金を支給済みであるという回答を受けた。脱退手当金の請求及び受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給済記録を取消し、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A年金事務所から提出された申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書の欄外に、申立人自身しか知り得ない振込先の金融機関名及び口座番号が記載されている上、当該裁定請求書に添付されている申立人の厚生年金保険被保険者証には、平成2年12月25日に脱退手当金が支払われた旨の表示が確認できることを踏まえると、申立てに係る脱退手当金が支給されなかったとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から27年7月1日まで

申立期間当時、A村（現A町）のBにあったC社で野菜用の木箱製造の仕事をしたが、その期間の厚生年金保険の記録が無い。年金事務所に照会したところ、そのような適用事業所は無いという回答だったが、働いていたことは間違いない。入社時に社長と事務担当者から厚生年金保険に入るよう勧められたことも記憶しており、納得できない。勤務していたことを証言する知人がいるので、被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、申立人が勤務していたとするC社及び類似の名称では、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらず、管轄する法務局においても当該事業所名及び類似の名称による商業登記簿が確認できない。

一方、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、C社が所在していたとされるA村Bにおいて製材及び木工業を営み、昭和22年11月1日から厚生年金保険の適用事業所であったD組合の存在が確認できるところ、申立人が記憶している代表者（E）及び元同僚の名前が、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる上、複数の元同僚も「自分はC社に勤務していた。」と証言していることから、申立人が勤務していたとする事業所の正式名称は、D組合であると考えられる。

しかし、申立人がD組合（C社）に勤務していたことを証言する申立人の複数の知人からは、申立人の勤務期間を特定できる証言が得られず、申立人が名前を挙げた元同僚からも、申立人の当該事業所における勤務実態について証言が得られない。

また、上記被保険者名簿によると、申立期間における健康保険の整理番号は、連番で欠番は無く、申立人の氏名は確認できない上、当該事業所の厚生年金保険被保険者は昭和24年5月28日までに全員が資格を喪失しており、申立期間の大部分について、当該事業所が適用事業所であった記録が確認できない。

加えて、当該事業所は、既に解散しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から63年11月まで

A社における被保険者期間のうち、昭和62年1月から63年11月までの標準報酬月額が前後の期間と比べて低額になっている。

実際に受け取っていた給与額は20万円を下回った覚えは無いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和60年12月から61年12月まで26万円と記録されていたところ、62年1月の随時改定により18万円に引き下げられ、当該標準報酬月額は、その後63年12月に再度随時改定により26万円に引き上げられるまで継続していることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、A社の取締役であったところ、B税務会計事務所から提出された当該事業所の役員報酬手当等及び人件費の内訳書によると、申立人の役員報酬月額は、昭和61年10月に従前の25万円から18万円に変更された後、63年9月に再度25万円（当該報酬月額に見合う標準報酬月額は26万円）に変更された状況がうかがえることから、申立人に係る62年1月の標準報酬月額の随時改定は、実際の役員報酬月額の変動に基づいて適正に行われたものと認められる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。